

税申告は令和8年1月1日現在、東伊豆町にお住いの方が対象となります。

確定申告か住民税申告かご不明な方は下記を参考にして下さい。

源泉徴収税額の還付申告や事業損失の申告をしようと思っている。

はい

いいえ

外国で支払われる年金など、源泉徴収の対象とならない年金の支給がある。

はい

いいえ

公的年金収入の合計額が400万円以上である。または2か所以上から給与の支払いを受けている。

はい

いいえ

公的年金収入のみである。

いいえ

はい

確定申告が必要です。

確定申告をされた場合、住民税は申告不要です。

確定申告については下田税務署にお問い合わせ下さい。

※所得控除額が所得を上回り所得税額が生じず源泉徴収税額の還付もない場合など、確定申告が不要となる場合があります。

はい

事業や不動産等、
公的年金以外の収入があり、経費を
差し引いた金額の合計額が20万円以下である。

公的年金に係る雑所得の合計額

38万超

38万円以下

はい

はい

扶養親族を加える、ご自身が障害者やひとり親・寡婦等に該当する状況にある。若しくは地震保険料や生命保険、医療費などの税金の控除に係る支払いがある。

はい

いいえ

**住民税(町県民税)
の申告が必要です。**

**住民税(町県民税)の
申告は不要です。**

※令和7年中の収入がない場合も
住民税申告が必要です。

お問い合わせ

下田税務署

0558-22-0185

(自動音声案内ですので、確定申告に関するお問い合わせは「0」を選択して下さい。)

東伊豆町税務課

95-6201